

【蓮田市中小事業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業補助金に関するQ&A】

【補助金の概要】

Q：補助金の概要を教えてください。

A：事業を営む個人事業主又は中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むために購入した備品の購入経費に対し、予算の範囲内で上限10万円の補助金を交付します。

Q：新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むとは、こういったことですか。

A：店舗等に、感染拡大防止のため、飛散防止パネル、非接触型体温計、キャッシュレス決済端末等の備品、飲食店を営んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デリバリー・テイクアウトも始めた場合の看板、のぼり旗、保冷温容器を購入し、設置、使用していることとしています。

Q：個人事業主とは、こういった方ですか。

A：蓮田市に住民登録があり、個人で事業を営んでいる方、また蓮田市外に住民登録があり、蓮田市内で個人で事業を営んでいる方であって、令和元年又は令和2年中の事業収入が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書において事業に該当し、事業の継続の意思を有している方です。

Q：中小企業者等の範囲を教えてください。

A：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者となります。詳細は、申請要領をご覧ください。

Q：補助金額を教えてください。

A：令和3年4月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための備品を購入した個人事業主又は中小企業者等に対し、購入経費の合計額（100円未満切り捨て）に対し、1回限り10万円を限度として補助金を交付します。

【交付対象者】

Q：補助金の交付対象者は。

A：事業を営む個人事業主又は中小企業者等であって、次の要件をすべて満たすかたとなります。

(1)個人事業主で蓮田市に住民票があり、店舗等で事業を営んでいるこ

と、蓮田市外に住民票があり蓮田市内の店舗等で事業を営んでいること、中小企業者等で蓮田市内の店舗等で事業を営んでいること。

(2) 申請日までに店舗等で事業を3か月以上継続して営んでいて、引き続き事業継続の意思を有すること。

※次のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象から除きます。

- ①申請日現在において、市税等（個人市町村民税、特別区民税、法人市町村民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(料)）を滞納しているもの(徴収の猶予を受けているものは除く。)
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国、県、他の地方公共団体の補助制度により補助金交付対象経費として、当該補助金の交付申請（交付申請予定含む。）をしている、または交付決定を受けているもの（申請の結果、不交付となった場合は除く。）
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの
- ④法令等に基づく必要な許認可を受けることなく事業を行うもの
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業等を行うもの
- ⑥前各号に規定するもののほか、補助金を交付することが不適當であると市長が判断するもの

Q：蓮田市在住で、蓮田市外の店舗等で事業を営んでいる個人事業主ですが、感染拡大防止対策事業を実施しました。補助金の対象となりますか。

A：対象となります。補助金申請の際は、添付書類として住民票の添付をお願いします。

Q：蓮田市外在住で、蓮田市内の店舗等で事業を営んでいる個人事業主ですが、感染拡大防止対策事業を実施しました。補助金の対象となりますか。

A：対象となります。蓮田市外在住の場合でも、蓮田市内の店舗等で事業を営み、感染拡大防止に取り組んでいることが確認できれば対象となります。

Q：本店所在地が蓮田市内にある法人ですが、事業所（店舗等）が蓮田市外の場合は対象となりますか。

A：事業を営んでいる店舗等が蓮田市内でないため、対象外となります。

【交付対象経費】

- Q：埼玉県飲食店等換気対策補助金の交付申請をし、交付決定後、空気清浄機を購入しました。蓮田市にも申請できますか。
- A：国、県、他の地方公共団体の補助制度による補助金交付対象経費として、当該補助金の交付申請（交付申請予定を含む。）をしている、または交付決定を受けているものは交付対象外となるため、蓮田市への申請はできません。
- Q：間仕切り板を購入したいが、適当な大きさがないので自分で製作したい。このような場合でも補助金の交付対象となりますか。
- A：既製の規格が設置する場所に合わないことがあります。このような場合、材料購入費が対象となります。
- Q：消毒液オートディスペンサーの消毒液等の消耗品は、補助金の交付対象となりますか。
- A：備品に係る消耗品単体は、対象外となります。
- Q：飲食店を営んでいます。この度テイクアウトを始めました。どういう備品が補助金の交付対象となりますか。
- A：のぼり旗、看板、保冷温容器が対象となります。
- Q：感染防止に取り組むため、備品をリースしたが、対象となるか。
- A：リースした備品については、対象外となります。

【申請】

- Q：申請してから補助金交付までの流れを教えてください。
- A：申請受付後、申請書類の審査を行います。書類を受理してから概ね3週間程度で審査結果を通知いたします。その後、請求書をご提出いただけます。請求書受理後、指定の口座への振込手続きをします。あわせて振込予定日を記載した文書をお送りいたします。
- Q：窓口に出向いて申請することはできますか。
- A：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は行いません。郵送での申請にご協力をお願いします。郵送先は「蓮田市役所商工課新型コロナ補助金担当」となります。また、不着の場合は受付できませんので、配達記録の残る郵送方法を推奨します。
- Q：複数の事業所で事業を行っているが、事業所ごとに補助金の交付申請ができますか。
- A：1事業者あたり1回限りの交付となります。同一人が複数の事業者を兼ねている場合も1回限りとなります。

- Q：申請期間中であっても、申請受付が締め切りとなることはあるのか。
- A：予算額に達する場合は、申請期間中であっても、申請受付を締め切ることがあります。その場合は市HPにてお知らせします。
- Q：補助金の上限に達するまでは何回でも申請できるのか。
- A：申請は1回限りとなります。上限額に達していない場合でも、申請は1回、複数回の申請はできません。
- Q：売り上げは減少していないが、申請はできるのか。
- A：感染拡大防止の取り組みを実施していれば、補助金の申請はできますので、売り上げが減少しているかどうかは問いません。
- Q：交付決定通知が届きましたが、その後はどうすれば良いですか。
- A：交付決定通知が届いた後に、補助金交付請求書を提出していただく必要があります。請求書の提出がない場合、補助金のお支払いができませんので必ず請求書の提出をお願いします。請求書の提出期限は令和4年3月18日（金）（当日消印有効）です。

【その他】

- Q：補助金は課税対象になりますか。
- A：この補助金は税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）となります。
- Q：補助金の申請をしたが、申請内容に対して現地確認するのか。
- A：現地確認や聞き取りをお願いする場合があります。その際にご協力をお願いします。
- Q：感染拡大防止のため、補助金を活用し備品を購入したいと考えているが、購入先に制限はあるのか。
- A：購入先の制限はありませんが、購入にあたっては、蓮田市内の事業者を積極的にご利用願います。